

物 件 調 査 書

物件番号 **132**

所在地		福島県双葉郡双葉町大字前田字反町308					
住居表示		—					
現況地目及び面積等		宅地	2,038.04㎡			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	308					
	地目	宅地					
	数量	2,038.04㎡					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		東側 舗装町道 幅員約 6.0 m (法第42条第1項1号道路)					
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第22条第1項(屋根性能) 宅地造成及び特定盛土規制法第12条(宅地造成等工事の許可) 福島県屋外広告物条例 福島県景観条例						
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—			
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
	公共下水道	接面道路配管	有	—		無	
施設の概要	都市ガス	接面道路配管	無	未定			
交通機関	鉄道等	JR常磐線 双葉駅の南方 約1.4km 徒歩18分					
	バス	新常磐交通 双葉駅前停留所の南方 約1.4km 徒歩18分					
公共施設	双葉町役場		双葉南小学校		双葉中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本地は、本地東側のコンクリートたたきまでが町道区域内であり町道に接面していますので、建築物の用途によっては建物建築は可能です。建築計画をもって双葉町との協議が必要となります(詳細については、双葉町役場建設課までお問合せ下さい)。 ・本地は東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の届出対象区域に含まれるため、建物等建築の際は、同条第4項に基づく届出をする必要があります(詳細については、双葉町役場建設課までお問合せ下さい)。 ・上水道は、民有地を介した南側の公設管より、南側道路内の止水栓から町管理法外水路を介して引込済みですが、引込位置の詳細は不明です(推定位置は概要図に破線で記載)。また、私設管のため継続して使用する場合は名義変更手続きが必要となるほか、本地南側の公設管は現在未通水のため、通水希望を上水道管理者に伝える必要があります。なお、本地東側の公設管からも引込可能ですが、設置費用は買受者の負担となるほか、加入金が必要となります。加えて、本地東側公設管から引き込む場合は、旧私設管を撤去する必要があります(詳細については、双葉地方水道企業団施設課配水係までお問合せ下さい)。 ・本地は、公共下水道が分流式のため、雨水を道路側溝に排水できない場合は、浸透枳を設置し宅内処理する必要があります(詳細については双葉町役場建設課までお問合せ下さい)。 ・本地東側の本地進入のためのコンクリートたたきについて、管理は双葉町となりますので、付け替えの際は双葉町との協議が必要となります(詳細については、双葉町役場建設課までお問合せ下さい)。 ・本地は除染実施済みであり、除染土壌は搬出済みです。 						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

周 辺 図

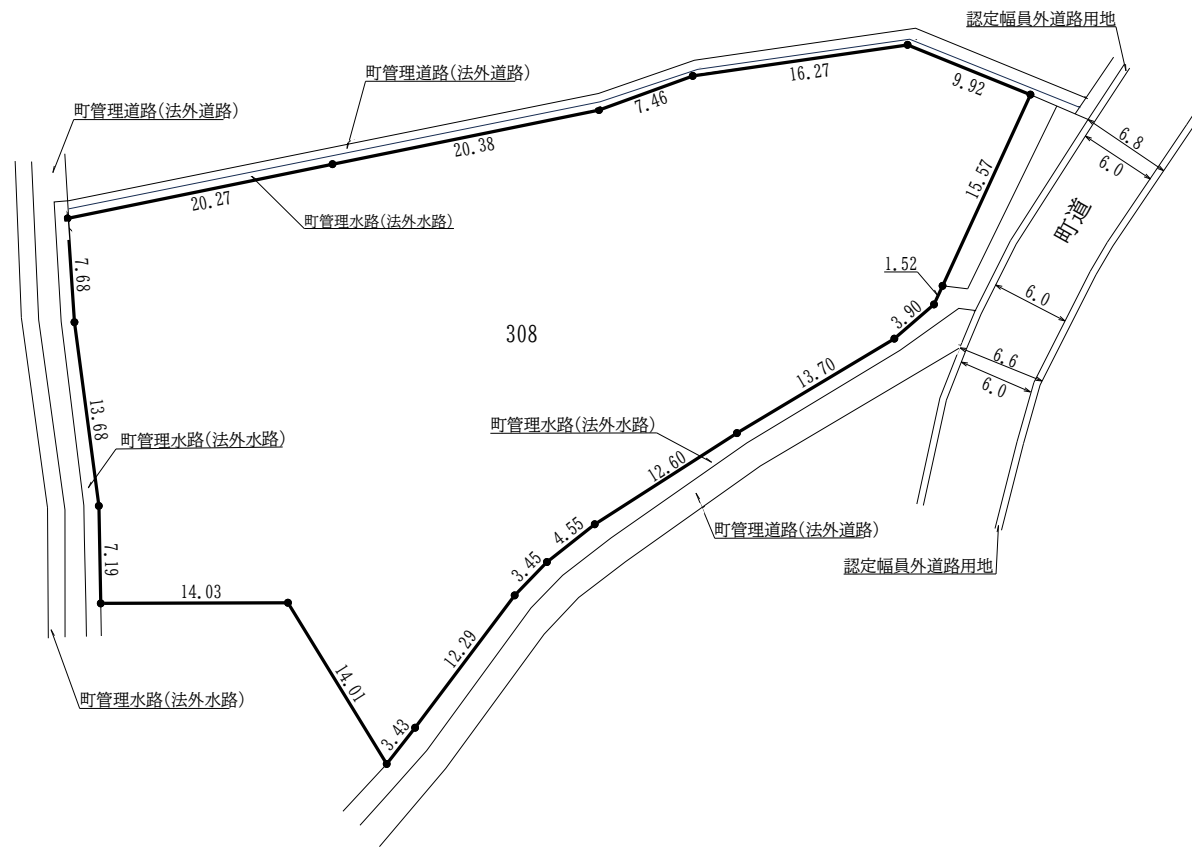
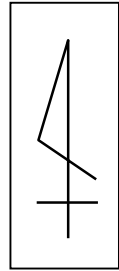


凡 例
[Red Outline] 売払物件

国土地理院地図を加工して作成

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

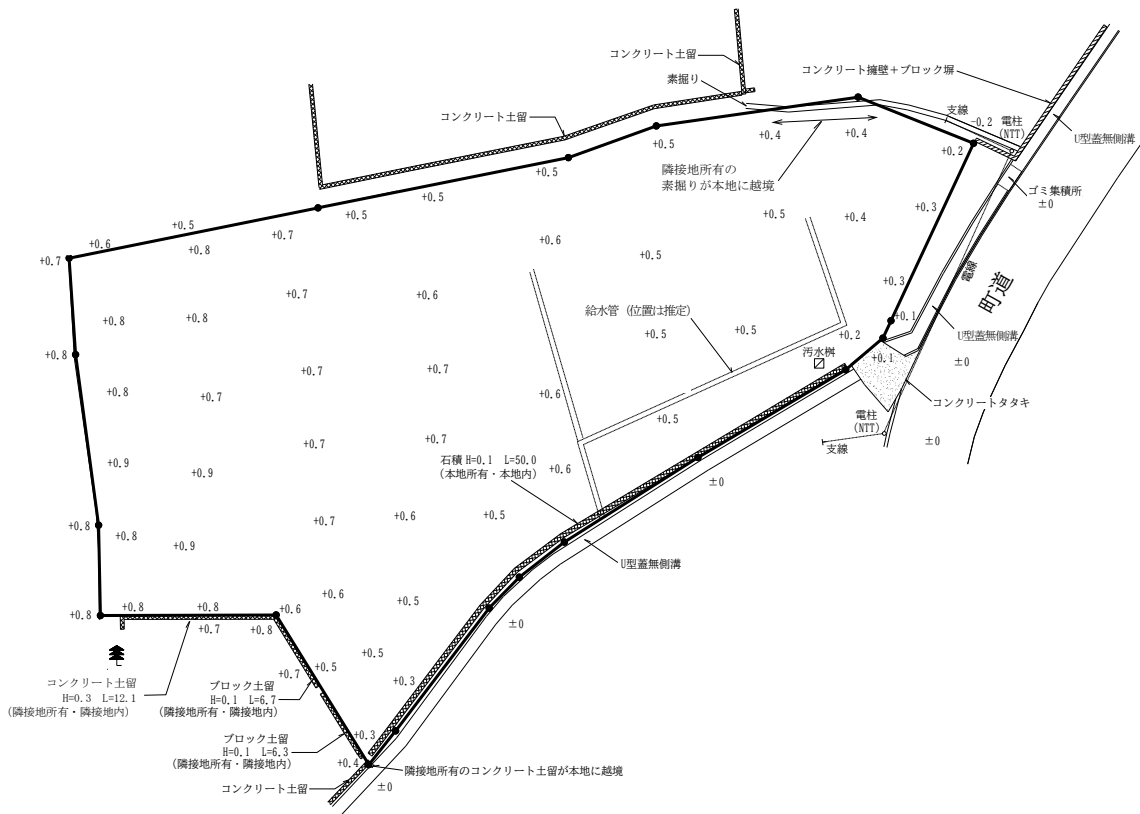
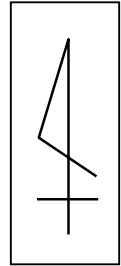
明 細 図



単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会下さい。

概要図



凡例

	擁壁・土留
	塀 (フェンス)
	樹木

単位：メートル

※工物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行って下さい。